

第6章 国際的な取組

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

1. 障害者に関する国際的な取組

(1) 障害者権利条約

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進すること等を目的とする「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」は、2006年12月、「第61回国連総会本会議」において採択され、2008年5月に発効した。2022年3月31日現在、締約国・地域・機関数は184となっている。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、2007年9月28日、同条約に署名した。その後、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正（2011年8月）等の各種法制度整備を行い、2014年1月20日、「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託、2014年2月19日に我が国について発効した。

「障害者権利条約」では、各締約国が、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を国連の「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」に提出することを定めており（条約第35条）、特に初回の報告については、条約発効後2年以内の提出が求められている。

我が国においても、障害者政策委員会における議論やパブリックコメントを踏まえて政府報告作成準備を進め、2016年6月に障害者権利委員会に初回の政府報告を提出した。2022年8月-9月の会期において、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が行われる予定である。審査においては、同委員会の提案及び勧告を含めた総括所見が採択され、国連文書として公表される予定である（詳細については外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html）を参照）。

なお、障害者権利委員会は、条約の締約国から選ばれた18人の専門家から構成され、締約国による報告を検討し、報告について提案や勧告を行う等の活動を行う委員会である。

(2) ESCAPアジア太平洋障害者の十年

アジア太平洋地域において障害のある人への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すために、「国連障害者の十年」に続くものとして、1992年に我が国と中国が「アジア太平洋障害者の十年」を主唱し、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会において決議された。

その最終年となる2002年にESCAP総会において、我が国の主唱により「ESCAPアジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されるとともに、2002年10月に滋賀県大津市で開催された「ESCAPアジア太平洋障害者の十年最終年ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年（2003-2012年）」の行動計画である「アジア太平洋障害者のための、インクルー

シブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」(以下「びわこミレニアム・フレームワーク」という。)が採択された。

また、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年」の中間年に当たる2007年9月にタイのバンコクで開催された「アジア太平洋障害者の十年の中間評価に関するハイレベル政府間会合」では、「びわこミレニアム・フレームワーク」を補完し、2008年から5年間の実施を促進するための行動指針となる「びわこプラスファイブ」が採択された。

2012年5月にESCAP総会において、我が国の共同提案により「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年(2013-2022年)」決議が採択され、2012年11月には「第2次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「仁川(インチョン)戦略」が採択された。「仁川戦略」では、「貧困の削減と労働及び雇用見通しの改善」、「政治プロセス及び政策決定への参加促進」等障害者施策に関する10の目標、与えられた期間内に達成すべき27のターゲット及びその進捗状況を確認するための62の指標が設定されている。

(3) 情報の提供・収集

内閣府では、我が国の障害者施策に関する情報提供のために、基本的枠組みである「障害者基本計画」や「障害者白書の概要」の英語版を作成し、内閣府ホームページ(英語版サイトなど)にこれらを掲載している(詳細については内閣府障害者施策ページ(<https://www8.cao.go.jp/shougai/english/index-e.html>))を参照)。

また、「令和2年度障害者差別の解消の推進に関する国内外の取組状況の実態調査」の実施等を通じて、諸外国における合理的配慮の提供及び環境の整備に関する指針や取組の状況、障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体の取組の状況など、国内外の障害者施策の動向について情報収集を行った。

2. 国際協力等の推進

(1) 国際協力の基本的な方針

障害者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用等の広範な分野にわたっているが、我が国がこれらの分野で蓄積してきた技術・経験などを政府開発援助(ODA)などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てることは、極めて有効であり、かつ、重要である。協力を行うに当たり、対象国の実態や要請内容を十分把握し、その国の文化を尊重しながら要請に柔軟に対応することが大切である。このため、我が国は「障害者権利条約」第32条「国際協力」に基づき、密接な政策対話を通じ、対象国と我が国の双方が納得いく協力を行うよう努めている。また、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」、「日本NGO連携無償資金協力」等の活用を通じたNGOとの連携、JICA海外協力隊の派遣など開発途上国の草の根レベルに直接届く協力も行っており、現地の様々なニーズにきめ細かく対応している。

(2) 有償資金協力

有償資金協力では、鉄道建設、空港建設等においてバリアフリー化を図った設計を行う等、障害のある人の利用に配慮した協力を行っている。

(3) 無償資金協力

無償資金協力においても、障害のある人の利用に配慮した協力を行うとともに、障害のある人

のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設の整備、移動用ミニバスの供与等、毎年度多くの協力を行っている。2021年度においては、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」により39件の障害者関連援助をNGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施した。また、2021年度には「日本NGO連携無償資金協力」により7件の障害者支援関連事業を採択した。

(4) 技術協力

技術協力の分野では、開発途上国の障害のある人の社会参加と権利の実現に向けて、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、障害のある人を対象とした取組に加え、開発プロセスのあらゆる分野において障害のある人の参加を支援するために、研修員の受入れや専門家及びJICA海外協力隊の派遣など幅広い協力を行っている。2021年度には「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計」を始め9つの本邦研修コースをオンラインで実施し、研修員約120名を受け入れたほか、専門家4名、コンサルタント12名、言語聴覚士・理学療法士等のJICA海外協力隊21名の派遣などを行った。また、NGOや大学等を始めとする市民団体の発意に基づく事業を実施する「JICA草の根技術協力事業」を活用し、2021年度には、これまでに採択された案件計9件を継続して実施した。また、これら技術協力に日本及び開発途上国双方の障害のある人が参加し、中心的な役割を担うことを推進している。

技術協力プロジェクトでは、以下を含む6つのプロジェクトを2021年度に実施した。2019年3月から2021年12月に、エジプトにおいて「情報アクセシビリティ改善による障害者の社会参画促進プロジェクト」を実施し、印刷物を読むことに困難のある人々が利用しやすいDAISY図書をアラビア語で製作するための人材育成や啓発を行った。DAISY（Digital Accessible Information System）は「障害のある人にとって利用しやすい情報システム」とも言われ、単に音声を録音するだけではなく、目次から読みたい章や節、注釈など任意のページや場所に自在に飛ぶ機能が備わっている。また、音声と文字を同期させたマルチメディアDAISYは、読み上げている文字がハイライトされることに加え、文字の大きさや色、行間、背景色などの表示を読者の見え方に合わせて選択することができ、学習障害者にも有用とされている。プロジェクトを通じて、約40名のDAISY製作者が育成され、教育、防災、観光、新型コロナウイルス感染症関連の書籍など、約100冊のDAISY図書が作成された。



アラビア語版DAISY図書の一例。黄色くハイライトされた箇所を読み上げられる形式となっている。

また、スリランカでは、「インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト」を2019年3月から実施し、障害により就学が困難な子供等のためのインクルーシブ教育アプローチの開発を行っている。さらに、同じくスリランカにおいて、2021年11月より「スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト」を開始し、障害のある人を対象とした就労支援事業計画の立案とその実施に必要な人材育成、官民連携体制の構築などを通じて、障害のある人の一般就労の促進を図っている。

(5) 国際機関等を通じた協力

援助対象国に対する直接的援助のほか、我が国では国連等国际機関を通じた協力も行っている。1988年度から2015年度まで国連障害者基金に対して継続的な拠出を行った。さらに、アジア太平洋地域への協力としては、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に対し、日本エスカップ協力基金（JECF）を通じた活動支援を実施しており、2017年には、障害のある人を包摂する津波防災のためのeラーニングツールの開発について5万ドルの支援、2018年には開発したツールの域内普及に向けて3万ドルの支援、2021年には開発したツールを活用し、ジェンダーの平等も考慮した障害のある人を包摂する津波防災に係る政策形成及び実施に向けて23万ドルの支援を行った。

■ 図表6-1 技術協力の状況（2021年度）

(1) 本邦研修（単位：人）

2021年度実施研修員受入れコース	121
課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（A）」（使用言語：スペイン語）	24
課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（B（アジア））（C（中東・アフリカ））」（使用言語：英語）	11
課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進（A）」（使用言語：英語）	8
課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進（B）」（使用言語：ロシア語）	7
課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」（使用言語：英語）	4
課題別研修「地域活動としての知的・発達障害者支援」	11
課題別研修「インクルーシブ教育制度強化 ～障害のある子どもと共に学び共に生きる～」	17
青年研修「ブータン／障がい者支援制度」コース	10
青年研修「ミャンマー／障がい者支援制度」コース	10
国別研修「エクアドル／地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化」	10
国別研修「パレスチナ／ユニバーサルツーリズムの促進」	9

注：課題別研修／国別研修／青年研修の受入人数。課題別研修への国別上乗せ研修は除く。2021年度における研修員受入れ実績には、オンライン実施による実績も含む。

資料：外務省

(2) ボランティア（単位：人）

青年海外協力隊／海外協力隊		27
内訳	長期派遣：1～2年	24
	障害児・者支援	(14)
	理学療法士	(7)
	言語聴覚士	(1)
	鍼灸マッサージ師	(1)
	作業療法士	(1)
	短期派遣：1ヵ月～1年未満	3
	障害児・者支援	(2)
	作業療法士	(1)
シニア海外協力隊		1
内訳	短期派遣：1ヵ月～1年未満	1
	障害児・者支援	1
日系社会青年海外協力隊／日系社会海外協力隊		1
内訳	長期派遣：1～2年	1
	作業療法士	1

注：障害児・者支援、理学療法士、言語聴覚士、鍼灸マッサージ師、作業療法士、ソーシャルワーカー、福祉用具、の7職種を障害者支援関連職種とし、2021年度（2021/4/1～2022/3/31時点）の新規派遣人数を計上。（短期ボランティアを含む。）上記の表に記載されていない職種については、2021年度0名。

資料：外務省

(3) 技術協力プロジェクト

技術協力プロジェクト 事業名	専門家派遣 (直営) (人)	専門家派遣 (コンサルタント) (人)	研修員受入 (人)	機材供与 (百万円)
モンゴル 障害児のための教育改善プロジェクト	0	4	0	0
モンゴル 障害者就労支援制度構築プロジェクト	0	4	56 (遠隔)	0
ウズベキスタン 就学前教育におけるインクルーシブ教育実践強化プロジェクト	0	2	0	0
スリランカ インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト	0	2	0	0
スリランカ スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト	2	0	0	0
エジプト 情報アクセシビリティ改善による障害者の社会参画促進プロジェクト	0	0	9 (遠隔)	12.3
パラグアイ (個別専門家) 障害者の社会参加促進アドバイザー (フェーズ2)	1	—	0	0
南アフリカ (個別専門家) 障害児及び家族支援アドバイザー	1	—	0	0
パレスチナ (個別専門家) リハビリテーション関連技術	0	—	29 (遠隔)	0

注：専門家派遣（直営）及び専門家派遣（コンサルタント）の人数については、2020年度からの継続による専門家派遣（コンサルタント）及び2021年度の新規派遣（コンサルタント）の合計（実人数）。いずれも第三国人材の派遣は除く。「研修員受入」の人数は当該年度。また、「研修員受入」については日本との遠隔研修を含めるが、協力相手国内もしくは第三国で実施された研修コースは除く。コロナ禍の影響で物理的な移動を伴う専門家派遣や研修員受入は限定的となったが、各プロジェクトでTV会議等を通じた遠隔での協力を実施した。

資料：外務省

(4) 草の根技術協力事業（2021年度障害者支援関連事業）

対象国	案 件 名
ラオス	ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト
コスタリカ	障害者の社会支援システム構築プロジェクト
イラン	イランのバリアフリー支援事業
セルビア	セルビアベオグラード市コミュニティレベルにおける知的障害者の自立を支援する事業
スリランカ	あんまマッサージ指圧訓練コースの設立・運営による視覚障害者の雇用促進事業
インドネシア	中部ジャワ州スラカルタ市「自閉症教育」の人材育成事業
ラオス	知的・発達障害を持つ子供の社会的自立を目指したインクルーシブ教育・就労支援の実践
ネパール	カトマンズの病院における難聴患者の意思疎通支援パイロットプロジェクト
ペルー	ペルーにおける障害児スポーツ指導力強化および普及促進プロジェクト

資料：外務省

■ 図表6-2 日本NGO連携無償資金協力（2021年度障害者支援関連事業）

（単位：円）

実施国／地域	契約額	事業名
カンボジア	28,774,224	モデル地域での実践強化および評価制度の確立を通じた、障がい児のためのインクルーシブ教育普及事業（第3年次）
トーゴ	80,759,514	モー県およびバサール県におけるインクルーシブ教育推進事業（第1年次）
ベトナム	13,715,136	キンザン省、チャビン省の小学校、幼稚園のインクルーシブ教育研修システムの構築事業（第2年次）
タジキスタン	46,272,600	インクルーシブ教育推進のための教職課程構築事業
パキスタン	59,012,280	ハリプール郡における、障がい児の教育支援体制構築事業（第3年次）
モンゴル	74,662,884	モンゴルにおける義務教育期間を通じた切れ目のないインクルーシブ教育推進事業（第2年次）

資料：外務省

TOPICS

日本のインクルーシブ防災の取組を世界に

JICA（独立行政法人国際協力機構）によるエクアドルに対する技術協力「地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化」を紹介する。

南米の赤道直下に位置するエクアドルは、環太平洋地域帯に位置し、日本と同様、地震、津波、火山噴火などの自然災害へのリスクにさらされている。同国政府は、「国家開発計画 2013～2017」及び「国民福祉計画2017～2021」において、障害のある人や高齢者を含む社会的弱者に配慮した包括的な防災対策を進めることを定めている。しかしながら、地方自治体、あるいは社会的弱者が生活する地域や勤務する事業所等の単位で、障害者福祉に関連する部局と防災に関連する部局が連携し、当事者を交えた形で、災害時の避難計画や避難所の運営計画を策定するための具体的な取組は進んでいない。

施設やコミュニティにおいて、合理的配慮のなされた災害時の対応が可能となるよう、避難計画を準備し、当事者や周辺住民を啓発することが課題となっており、多様な事例を有する日本のインクルーシブ防災の取組への関心が高い。

「地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化」は、エクアドルにおいて、障害のある人の生活支援や福祉事業、又は防災事業に取り組む中央及び地方の行政官を対象に、研修を行うものである。同志社大学の立木茂雄教授を研修講師に迎え、日本のインクルーシブ防災の実践例を共有し、計画策定や合意形成に至るステップを学ぶことで、エクアドルにおけるインクルーシブ防災のモデルの検討や、研修後のアクションプランの作成を支援することを目指している。

2021年9月から12月にかけて実施された1年目の研修はコロナ禍の影響で遠隔での対応となったが、エクアドルの参加者から「エクアドルにおけるインクルーシブ防災の現状と課題」が紹介された後、立木教授から「日本の防災・減災の歴史」や「東日本大震災における高齢者・障害者の被害の特徴とその理由」、「災害時のケアプランの作成方法」等について講義が行われた。また、日本でのインクルーシブ防災の実践例として、大分県別府市の取組が紹介された。別府市は、防災に関連する部局と障害福祉に関連する部局が連携し、当事者を交えた形で、障害のある人の災害時における個別避難計画を作成している。今回の研修では、別府市のオンライン視察や、別府市の当事者団体や別府市役所等の関係者との質疑応答の機会も設けられた。

研修を通じて、エクアドルの障害者福祉分野と防災分野を担う、異なる部局の行政官が協働してインクルーシブ防災の計画を策定する姿勢が見られたほか、日本におけるインクルーシブ防災の取組や経験を実際にエクアドルでどのように活かすかについて活発な意見交換がなされた。今後は、研修で得た知識を活かして具体的なアクションプランを形成するとともに、アクションプランを実施するための制度、財源、人材育成、啓発活動等についての計画を詳細に検討していく。



現地でのグループワークの様子。所属先や担当業務の垣根を越えて活発な意見交換がなされた。



研修で用いられた教材の一例。脆弱性を可視化するための地図ツールや、スペイン語ブックレットが用意された。